



平成 18 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー  
代表者名 代表取締役社長 月岡和夫  
( JASDAQ・コード番号：2777 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役執行役員管理本部長 小林要介  
電 話 03 - 5725 - 4171

### 訴訟の提起に関するお知らせ

今般、当社は下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、お知らせ致します。

#### 記

#### 1．訴訟を提起した者

(1) 社名 FAC DEVELOPMENT SARL

所在地 91 Rue de Lille, 75007 Paris, France

代表者 Michele Drouy

(2) 社名 FIMALAC SA

所在地 91 Rue de Lille, 75007 Paris, France

代表者 Veronique Morali

#### 2．訴訟の提起があった裁判所および年月日

イタリア国ミラノ地方裁判所 平成 18 年 1 月 14 日

### 3. 訴訟の内容および損害賠償金額

#### (1) 訴訟の内容

訴訟の原告であるFAC DEVELOPMENT SARL(以下FAC)は、イタリア国Cassina S.p.A.(以下Cassina)の株式の80%を保有していた者です。同じく原告であるFIMALAC SA(以下FIMALAC)は、FACの株式の100%を保有している持株会社であり、パリ証券取引所に株式を公開しております。FACおよびFIMALACは、Cassinaの株式の20%を保有するイタリア国Nuro S.p.A.と共に、Cassina株式の全部をイタリア国Poltrona Frau S.p.A.(以下Frau)と当社に売却しました。

Cassinaの株式売買交渉の過程では、一時期当社を主要なメンバーとする日本のグループ(以下当社グループ)がCassinaの全株式を買収する意図をもって交渉を行っていましたが、諸々の理由から、当社グループによる全株式の買収を断念し、買収後のCassinaのマネジメントを任せることができる共同投資家を求めることになりました。その結果、Frauとの間で、共同で買収することを内容とする基本合意に達するに至りました。FACおよびFIMALACは、有力な売却先の候補と考えていたFrauと当社とが共同で買収することになったため、不利な交渉を強いられ、不当に廉価な金額での株式売却を余儀なくされたとして、当社グループを含む交渉相手から暫定的に提示されていた金額と最終売買金額との差額および交渉に要した弁護士費用などの損害を被ったとして、当社を相手取って損害賠償訴訟を提起したものであります。

#### (2) 損害賠償金額

32,535,078.76 ユーロ (約46.66億円)

(平成18年2月3日現在 みずほコーポレート銀行公示TTM 1ユーロ=143.42円)

### 4. 今後の見通し

当社グループの連結財務諸表に与える影響は現時点で不明であります。当社は原告による本件訴訟は理由がないものと考えており、最終的には司法機関により正当な判断がなされるものと確信しております。

### 5. その他

当社は、上記の訴訟のほかにも上記と同様の理由に基づき、Nuro S.p.A.から損害賠償請求訴訟(請求金額約11.6億円)の提起を受けており、現在、訴訟中であります。

以上